

令和2年6月

伊那市議会定例会 議員提出議案書

令和2年6月19日

令和2年6月伊那市議会定例会議員提出議案目次

議員提出議案第4号	医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について……………	4
議員提出議案第5号	国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について……………	6
議員提出議案第6号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について……………	8
議員提出議案第7号	検察庁法改正に反対する意見書の提出について……………	10
議員提出議案第8号	種苗法「改正」の中止を求める意見書の提出について……………	12

議員提出議案第4号

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び関係機関に対し、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和2年6月19日提出

伊那市議会議員 野口輝雄

〃 田畑正敏

〃 小林眞由美

〃 宮原英幸

〃 唐澤稔

〃 宮島良夫

〃 飯島光豊

(提案理由)

口頭にて説明

医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書

日本の医師数は、人口1,000人当たりOECD平均3.5人に対し、2.4人と極めて少なく、また、週60時間以上働く割合は職種別の中で医師が最も高くなっています。特に救急や産科では、一ヶ月の平均時間外労働時間が平均80～90時間を超え、当直を含む32時間連続勤務が強いられています。

ところが、政府の「骨太の方針2018」では、2022年度以降の医学部定員減を検討する方針が打ち出されました。しかし、その根拠とされる厚生労働省の医師需給の将来推計は、医師の長時間労働がケースによっては最大週80時間とし、また、医療需要は入院ベッド数を減らす地域医療構想に連動しています。この推計をもとに医師の養成定員を減らしてしまうと、医師の長時間労働の改善には繋がらないばかりか、深刻な医師不足が続く地域医療にも大きな影響を与えることが危惧されます。

住民が安心して暮らすために、救急医療や地域包括ケア体制の充実が図られるよう引き続き医師数を増やすことを求めるものです。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数をOECD平均以上の水準に増やすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年6月19日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第5号

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣及び関係機関に対し、国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和2年6月19日提出

伊那市議会議員 白鳥敏明

〃 三澤俊明

〃 黒河内浩

〃 柴満喜夫

〃 前田久子

〃 柳川広美

(提案理由)

口頭にて説明

国の責任による３５人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書

長野県では平成２５年に３０人規模学級（３５人基準）を中学校３年生まで拡大し、小中学校全学年が３５人学級となりましたが、義務教育標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、必要な専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応するなど、課題も多く残されています。

また、長野県では少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場において、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせません。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 国の責任において計画的に３５人学級を推進するために、義務教育標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出いたします。

令和２年６月１９日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第6号

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣及び関係機関に対し、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和2年6月19日提出

伊那市議会議員 白鳥敏明

〃 三澤俊明

〃 黒河内浩

〃 柴満喜夫

〃 前田久子

〃 柳川広美

(提案理由)

口頭にて説明

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきました。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。

また、平成18年の「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念されます。

以上のことから、令和3年度予算編成においては、義務教育の機会均等とその水準の維持向上、及び地方財政の安定を図るため、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年6月19日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第7号

検察庁法改正に反対する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣及び関係機関に対し、検察庁法改正に反対する意見書を、別紙のとおり提出する。

令和2年6月19日提出

伊那市議会議員 白鳥敏明

〃 三澤俊明

〃 黒河内浩

〃 柴満喜夫

〃 前田久子

〃 柳川広美

(提案理由)

口頭にて説明

検察庁法改正に反対する意見書

政府が先の国会に提出し、廃案となった検察庁法改正案は、検察官の定年を63歳から65歳に引きあげるとともに、「内閣が定める事由があると認めるとき」は63歳以降も検事長などの役職の延長が認められ、さらに「内閣の定めるところにより」再延長も可能となると規定されており、検察人事に内閣が介入する仕組みが盛り込まれています。

これに対し、検察の独立性を損なうとの国民批判も高まっており、マスコミによる世論調査では改正案に反対が64%と賛成の15%を大きく上回りました。

検察上部の人事に内閣が介入する仕組みをつくることは、三権分立の理念に反するとともに、検察の独立、公平さに対する国民の信頼が大きく揺らぎかねません。

以上のことから、検察庁法改正については、一から議論をし直すよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年6月19日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第8号

種苗法「改正」の中止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣及び関係機関に対し、種苗法「改正」の中止を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和2年6月19日提出

伊那市議会議員 二 瓶 裕 史

〃 馬 場 毅

〃 池 上 直 彦

〃 原 一 馬

〃 松 澤 嘉

〃 唐 澤 千 明

〃 飯 島 尚 幸

(提案理由)

口頭にて説明

種苗法「改正」の中止を求める意見書

政府は「種苗法改正案」を先の国会に提出し、6月17日の衆議院本会議において継続審査とすることが決まりました。

政府の「種苗法改正案」によると、登録品種を農家が自家増殖する場合、育成者権者の許諾が必要となるとしています。このことは、育成者権者にとって大変有利である一方、これまで認められてきた農家の自家増殖の権利を著しく制限するとともに、許諾の手続きや費用、新たな種子の購入等の負担が発生することとなり、日本の農業を支えてきた小規模農家の経営を圧迫し、ひいては地域農業の衰退を招きかねません。

農林水産省は「種苗法改正案」について「日本国内で開発された優良品種の海外流出防止のため」であることを強調していますが、かつて同省は「種苗などの国外への持ち出しを物理的に防止することは困難であり、海外において品種登録を行うことが唯一の対策である。」としており、海外での育成者権者の保護強化のために国内農家の自家増殖を禁ずる必要性はありません。

また、地域の中小的種苗会社が品種登録をする資金的な余裕がない場合、高額な登録料を支払うことのできる特定の民間企業による種子の独占や市場の寡占化が進み、農家や消費者の選択肢をより一層制限することになります。

以上のことから、地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物、食料確保のため、種苗法改正を中止するよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年6月19日

伊 那 市 議 会